令和2年度　小和田地区まちぢから協議会　主要事業の実績表

令和３年７月１日
第１回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料９

	令和2年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年度 1月	2月	3月
定例会議	役員会 定期総会　書面	役員会 役員会	役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会	委員会 役員会
防災×まちづくり ワークショップ 「みちの愛称 プロジェクト」					第12回企画検討会	第13回企画検討会	第14回企画検討会 アンケート方法・看板設置について検討 →	第15回企画検討会	第16回企画検討会		第17回企画検討会 投票用紙集計 → 第18回企画検討会	第19回企画検討会 愛称決定
各種事業	第1回福祉部会	5/31 小和田小通学路清掃作業			8/26 市長と小和田地区の未来を創る会 "小和田地区の公共施設等の現状・役割・今後の活用のためには"		10/1 新宿地区まち歩き 10/1~ 消火器塗装		12/22 第1回スマホ講座	1/7 相州小出七福神巡り		3/20 認知症高齢者声がけミニ模擬訓練
広報発行事業 「小和田まちぢ からニュース」			6/15 広報紙発行 夏臨時号 "小和田小学校通学路清掃作"							1/15 広報紙発行 新春号 "市営住宅外複合施設特集号"		

令和３年７月１日
第１回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
資料９－２

認定コミュニティ活動状況資料

小和田地区まちぢから協議会

（１） 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表　１

規約等　２～６

委員名簿　７

（２）認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書　８～１８

当該年度の活動計画書及び収支予算　１９～２１

【参考資料】

小和田地区まちぢからニュース

資料１　令和２年夏臨時号

資料２　令和３年新春号

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（地域背景）

小和田地区は、辻堂駅西口に近い藤沢市に隣接した総数約４，３００世帯の６自治会からなり小和田コミセンを拠点にして単位自治会、関係諸団体或いは未組織の活動家が年間を通してさまざまな地域活動を展開している。

辻堂駅周辺地区は大型商業施設の進出で周辺の街環境が一変し車や人の流れがまた人口の増加によって生活環境が大きく変化してきている。

その流れはまだ続いており茅ヶ崎市による「辻堂駅西口周辺まちづくり計画」も途上にある。

これら住宅、人口の密集化は大災害発生時における人命の安全確保の面から最大の関心事となっておりその取り組みが深刻で最重要課題となっている。

関係諸団体はそれぞれの担当課題や地域事業活動に専門的に取り組んではいるが枠を超えた課題もあって他の団体との連携活動の必要性がふえてきている。

（趣旨）

地域の住民や諸団体が、一丸となって自分たちが暮しているまちの真に必要としている課題を述べあい情報、目標、価値観を共有して事業や活動に取り組んでいきたい。

今ひとつ十分でなかった諸団体間の横断的協力体制を強め、情報の共有や重要課題、共通課題を多面から絞り込み既成の枠にとらわれずに解決策や改善策を練り上げていきたい。

（将来の方向性）

新しいコミュニティへ向けての脱皮を急がねばならない。

生活充実や課題解決など住民の「想い」はまちぢから協議会を通してまちづくりへ向かって行くというみんなの意識の転換が急がれる。

まちぢから協議会を核とした地域自治システムが機能しやすいように従来仕組みの再編も必要となってくるだろう。

効率的で時間的負担が少なく且つ透明性のある連合内組織の確立が急がれる。

この協議会活動を通して幅広く多くの人たちが交わっていく**輪作り＝和づくり**を目指していきたい。

住民主体の活動は、自治意識やモラールの高まりとなって住民間の絆を高め必ずや幅広い共助、近助の基盤向上につながっていくことだろう。

また、活動していく中でやり甲斐や楽しさも見出しながら新しいコミュニティを軌道へ乗せ持続的安定した協議会へと発展させていきたい。

認定基準確認表

小和田地区まちぢから協議会

審　査　基　準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（Ｒ２年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第２条に市長が告示する小和田地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図８」と規約第２条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第５条（１）に「市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり６自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第３条第１項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第５条（３）～（１３）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （３）小和田地区社会福祉協議会 （４）小和田地区民生委員児童委員協議会 （１３）みんなのこわだボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （７）松林地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （５）小和田小学校区青少年健全育成推進協議会 （６）松林学区青少年育成推進協議会 （８）小和田小学校ＰＴＡ （９）松林小学校ＰＴＡ (10) 赤羽根中学校保護者と教師の会 (11) 松林中学校ＰＴＡ (12) 子ども会	・団体の名称が一部変更した。 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （８）小和田小学校こわだ会の代表 (12) 杉の子こども会の代表
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第５条（３）～（１３）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第５条（１４）に規定あり。	・規約変更に伴い、号ずれあり。 規約第５条（１５）に規定あり。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第９条、第１７条～第１９条に部会の規定あり。 小和田地区まちぢから協議会部会規程で必要な事項を定めている。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第９条第２項及び第３項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。 ※定期的に広報紙を発行し、協議会の取り組み等を広く発信している。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第３条に目的、第１条に名称、第２条に主として活動する区域、第１条に主たる事務所の所在地、第８条に代表者に関する事項、第９条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第３条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

小和田地区まちぢから協議会規約

第１条（名称及び所在地）

本会は小和田地区まちぢから協議会と称しその所在地を小和田地区コミュニティセンター（小和田１－２２－６０）内とする。

第２条（区域）

本会の活動区域は市長が告示する小和田地区の区域とする。

第３条（目的）

本会は地域における課題解決のために小和田地区を代表する組織として新たな地域コミュニティを形成し自主的かつ主体的に活動するとともに市と協働して住みよい地域社会を構築する事を目的とする。

第４条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１）住民相互及び各種団体の交流と親睦に関すること
２）住民参画の促進に関すること
３）地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること
４）地域課題を共有しその解決のための検討、提案及び実施に関すること
５）文化・福祉の向上、生活環境の保持改善に関すること
６）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

第５条（委員）

本会には次に掲げる者からなる委員を置くものとする。

１）市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表
２）小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
３）小和田地区社会福祉協議会の代表
４）小和田地区民生委員児童委員協議会の代表
５）小和田小学校区青少年健全育成推進協議会の代表
６）松林学区青少年育成推進協議会の代表
７）松林地区体育振興会の代表
８）小和田小学校こわだ会の代表
９）松林小学校ＰＴＡの代表
10）赤羽根中学校保護者と教師の会の代表
11）松林中学校ＰＴＡの代表
12）杉の子こども会の代表
13）みんなのこわだボランティアセンターの代表

14）（社）辻堂西口ＹＵ-ＺＵルームの代表
15）公募による者（若干名）
16）本会が推薦する者

2　委員の任期は２年間とする。ただし再任を妨げない。

3　欠員による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第６条（役員）

本会には次の役員を置く。

１）会長　　１名
２）副会長　２名
３）書記　　１名
４）会計　　１名
５）監事　　２名

2　前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

第７条（役員の任期）

役員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。

2　欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第８条（役員の職務）

役員は次の職務を行う。

１）会長は本会を代表し会務を統括する。
２）副会長は会長を補佐し会長に事故がある時にはその職務を代理する。
３）書記は事務局を統括する。
４）会計は会計事務を処理する。
５）監事は本会の会計事務の状況及び業務執行について監査を行い結果を定期総会で報告せねばならない。

第９条（会議）

本会の会議は総会、役員会、委員会及び部会とする。

2　会議は部会を除き各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち委任状の提出があった者は出席とみなす。

3　会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第10条（総会）

総会は委員をもって構成し会長が招集するものとする。その議長は出席した委員の中から選任する。

2　総会は定期総会と臨時総会とする。

3　定期総会は年度当初に開催する。

4　臨時総会は会長が認めたとき又は委員の 3 分の 1 以上からの要求があるときには招集しなければならない。

第 11 条（総会の議決事項）

1）事業報告および決算に関すること。
2）事業計画および予算に関すること。
3）本会の役員の選任に関すること。
4）協議会が推薦する者及び公募による委員の承認に関すること。
5）規約の制定及び改廃に関すること。
6）本会の組織及び運営方針に関すること。
7）その他委員から提案された事項に関すること。

第 12 条（総会の議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1）日時及び場所
2）委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員を含む）
3）開催目的、審議事項、議決事項
4）議事の経過の概要及びその結果
5）議事録署名人の選任に関すること。

2　議事録には議長及びその総会において選ばれた議事録署名人 2 名の署名押印をしなければならない。

第 13 条（役員会）

役員会は役員（監事を除く。）及び部会長をもって構成し会長が招集する。

2　役員会の議長は本会の会長が就く。

3　役員会では役員（監事を除く。）及び部会長以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

第 14 条（役員会の審議事項）

役員会では次の事項を審議する。

総会及び委員会に付議する事項や本会運営全般についての調整に関する事項。

第 15 条（委員会）

委員会は委員をもって構成する。

2　委員会の議長は本会の会長が就く。

3　委員会は会長が必要と認めたときに招集する。

4　委員会には委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第 16 条（委員会の議決事項）

委員会は次の事項を議決する。

１）総会及び役員会に付議すべき事項。

２）部会が協議した事業に関する事項。

３）部会間及び各団体間の連絡調整に関すること。

４）新たな部会の設置に関すること。

５）部会長の選任に関すること。

６）総会及び役員会で議決された事項の執行に関すること。

７）総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関すること。

８）委員の公募について募集手続きに関すること。

９）本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

10）その他委員から提案された事項に関すること。

２　委員会開催の議事録を残すこと。

第 17 条（部会）

部会は委員と部会員をもって構成する。

２　各部会には委員会が委員の中から選んだ部会長と部会の中から選んだ副部会長を置く。

３　部会は委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。

４　部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 18 条（部会長及び副部会長の任務）

部会長及び副部会長は次の任務を行う。

１）部会長は担当部会を代表し部会の運営を統括する。

２）副部会長は部会長を補佐し部会長に支障がある場合にはその任務を代行する。

第 19 条（部会の協議事項）

部会は所掌する事項について調査・審議し委員会からの命を受け各種の事業を実施する。

２　部会名及び所掌する事項は別に定める。

第 20 条（事務局）

事務を処理するために事務局を置く。

２　事務局には委員会が推薦する者をおくことができる。

第 21 条（事務局の所掌事務）

事務局は次の事務を行う。

１）会議への出席

２）会議の開催通知及び会議資料に関すること。

３）議事録の作成に関すること。

４）市や諸団体等との連絡調整に関すること。

５）その他本会の運営に必要な事項に関すること。

第 22 条（住民等からの意見等の取扱い）

会議で出された意見等の他小和田地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は事務局が取りまとめ委員会に報告する。

第 23 条（事業・会計年度）

事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 24 条（運営経費）

本会の運営のための経費は補助金やその他の収入をもって充てる。

第 25 条（必要事項）

その他本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則　この規約は平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

2　この規約の成立後、最初の委員・役員の任期は、第 5 条の 2 及び第 7 条の規定にかかわらず、26 年度末までとする

附則　この規約は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附則　この規約は平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

附則　この規約は令和 3 年 4 月 17 日から施行する。

令和3年度小和田地区まちぢから協議会委員名簿

NO	役職	氏名	所属団体
1	会　長	新倉　昭人	本宿自治会会長
2	副会長	雫石　剛	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
3	副会長	島﨑　久雄	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会会長
4	書　記	小林　幸久	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
5	会　計	宗田　真由美	協議会推薦（赤松自治会）
6	監　事	日比　雅美	新宿自治会会長
7	監　事	永合　正行	赤松町自治会会長
8	広　報	香山　隆	協議会推薦（新宿自治会）
9	福　祉	小林　範夫	協議会推薦（赤松町自治会）
10	委　員	眞壁　章	小和田地区民生委員児童委員協議会会長 小和田地区社会福祉協議会会長
11		鈴木　徳信	松林地区体育振興会代表
12		中田　一夫	(社)辻堂西口Yu-Zuルーム代表
13		八幡　弘徳	みんなのこわだ ボランティアセンター長
14		松崎　武	菱沼小和田自治会会長
15		小宮　宏文	赤松自治会会長
16		下山　博	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会副会長
17		斎藤　里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会会長
18	＊	川原　葉月	小和田小学校こわだ会代表
19	＊	奥山　瞳	赤羽根中学校保護者と教師の会代表
20		渡辺　冨美子	松林学区青少年育成推進協議会代表
21		田原　香奈子	松林中学校PTA代表
22	＊	田中　美穂	松林小学校PTA代表
23		永野　亜由美	杉の子こども会会長
24		露木　光善	公募委員（新宿自治会）
25		高木　眞由美	協議会推薦（本宿自治会）
26		澤本　ちえ子	協議会推薦（新宿自治会）
	＊　：　6月度から就任		
	地区担当	池亀　美和	市民自治推進課主事
	オブザーバー	大久保　仁晶	小和田小学校校長

前年度の活動報告書及び収支決算書

小和田地区まちぢから協議会　令和２年度　実績報告

１　会議等の実施

（１）総会、役員会、委員会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和２年４月４日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年４月１８日	総会	※コロナ禍の為、書面による開催 議案第１号　協議会推薦及び公募委員の選任について 議案第２号　令和２年度小和田地区まちぢから協議会委員名簿 議案第３号　令和元年度活動報告および収支決算・監査結果について 議案第４号　令和２年度事業計画及び収支予算について
令和２年５月７日	役員会	○まちぢから協議会についての説明（新任委員のために） ○小和田地区の問題点等に関するグループディスカッションによるグループ討議 ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他：茅ヶ崎市まちぢから協議会情報交換会について 防災まちづくりワークショップ実施方針
令和２年５月２６日	役員会	○コロナ禍における地域活動について検討
令和２年６月３０日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年７月７日	委員会	○全員による自己紹介 ○まちぢから協議会についての説明（新任委員のために） ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○指定管理者の選定について ○令和２年度「市長と小和田地区の未来を創る会」について ○その他：LINE 会議の実施検討
令和２年７月２８日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年８月４日	委員会	○小和田小学校校外委員の報告とグループディスカッションについて ○令和２年度「市長と小和田地区の未来を創る会」について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（７／８開催）の報告について ○小和田地区防災まちづくりワークショップ実施方針推進状況について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他

令和２年８月２５日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年９月１日	委員会	○令和２年度「市長と未来を創る会」について ○８月度委員会で実施のグループディスカッションについて ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他
令和２年９月２９日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年１０月６日	委員会	○市営小和田住宅外複合施設の説明会について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（９／９開催）の報告について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他
令和２年１０月２７日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年１１月３日	委員会	○安否確認訓練（１０／１８開催）の結果について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（１０／１４開催）の報告について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他：市営小和田住宅外複合施設について
令和２年１１月２４日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和２年１２月１日	委員会	○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（１１／１１開催）について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について
令和２年１２月２２日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和３年１月５日	委員会	○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（１２／１０開催）について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他：新年委員（１／５開催）について 市営小和田住宅外複合施設の状況について YU-ZU ルームの状況について
令和３年１月２６日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和３年２月２日	委員会	○講演「茅ヶ崎市の下水・汚水の流れを知ろう」（下水道河川管理課） ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（１／１３開催）について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について
令和３年２月２３日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和３年３月２日	委員会	○講演「小和田地区の現状（地上編）」（都市政策課） ○令和２年度定期総会に向けた準備について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（２／１０開催）について

		○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他
令和３年３月３０日	役員会	○委員会開催のための事前の議題検討
令和３年４月６日	委員会	○令和３年度定期総会に向けた準備について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会（３／１０開催）について ○各部会・各団体からの連絡・報告事項について ○その他

（２）福祉部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和２年１０月２１日	第１回部会	○本年度もまち協・福祉部会と地区社協との共催で地区懇談会を開催することとし、令和３年３月に行うと決まった。その内容とは認知症の方への声かけ訓練となった。
令和２年１１月１７日	第２回部会	○令和元年の市主催の「見守りあい」を参考に、声かける時のポイント、そして声をかけられた立場の理解も重要でそれらを学ぶ場とする。 ○令和３年３月２０日午前の２時間で、小和田小学校を中心とした地域で約３０人参加での訓練とする。
令和２年１２月１６日	第３回部会	○訓練の詳細を確認。３名１グループで行動し２ルートに分かれそれぞれ間隔をあけて出発。各ルートには３か所の徘徊者の居場所を設定することにした。 ○参加者は全員ビブスを着用。地域への PR にもなる。
令和３年１月１９日	第４回部会	○より詳細な内容の確認。声かけの例文、認知症に関する知識の習得（ミニ講座）、出席者名簿などのチェック等。 ○出席者による人員交代のシュミレーションでその方法を具体的に理解した。
令和３年２月１６日	第５回部会	○現状のコロナ禍での本訓練が催行可能か再確認。認知症の方が増える可能性が高い。是非ともこの時に訓練やるべしの意見が多数を占めた。 ○実行にあたってのより詳細な詰めが確認された。雨天でも決行と決まった。（やる気一杯）
令和３年３月２０日	第６回部会	○３５人の参加者による有意義な訓練が実行され、認知症が多くなる時代の到来にそなえ、それにあたるボランティアの心と体のバランスが取れた人材の育成に供することができた。

（3）広報部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
通年	広報活動事業の検討	○時期に応じて広報紙発行、各種所属団体のイベント周知等に伴うホームページ更新。
令和２年６月４日	第３回部会	○まちぢからニュース（48 号）の内容確認・承認 ○参加各団体の広報誌の紹介
令和２年７月２１日	第４回部会	○小和田まち協ホームページの内容紹介 ○次号まちぢからニュースの内容検討
令和２年９月１５日	第５回部会	○令和２年度「市長と語る会」について ○次号まちぢからニュースの内容確認 ○参加団体の広報活動紹介
令和２年１１月１７日	第６回部会	○「この１年を振り返って」との議題で意見交換 ○これからの「広報部会とは」で意見交換
令和３年１月１９日	第７回部会	コロナ対応で休会
令和３年３月１６日	第８回部会	○令和３年度の活動計画検討 ○市内各団体のホームページ紹介

（4）辻堂駅西口周辺まちづくり部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和２年８月１８日	第１２回企画検討会	○前年度に開催された防災×まちづくりワークショップの結果を踏まえ、コロナ禍での、実施可能な取組を検討
令和２年９月１日	第１３回企画検討会	○コロナ禍での、実施可能な取組５点上がった中で「小和田みちの愛称」事業に取り組むことに決定 ○「小和田みちの愛称」は赤松町（３自治会）地区を中心として企画を進めていき、愛称の決定は小和田地区全体で投票する形をとる。
令和２年１０月６日	第１４回企画検討会	○「みちの愛称」の選定道路は候補とした８道路の名称を公募する事とした。アンケート方法や手順については赤松町自治会の企画書に沿って行う事となった。看板の作成や設置方法については、愛称が決定するまでに決めることとした。
令和２年１１月１０日	第１５回企画検討会	○「みちの愛称」は次回までにアンケート用紙の最終デザイン・配布範囲の決定、ポスター・回覧用紙最終的デザイン確認、賞品についての検討。公募後、3 つに絞る際のルールについて検討することとした。
令和２年１２月８日	第１６回企画検討会	○アンケート用紙・回覧用紙・ポスター用紙、デザインの決定 ○スケジュール案について、検討会にて合意 ○アンケート集計方法、ルール、役割分担について

令和３年２月９日	第１７回企画検討会	○アケート用紙回収数について ○投票用紙（案）ポスター（案）の確認について
令和３年２月２３日	第１８回企画検討会	○アンケート集計結果の報告 ○みちの愛称プロジェクト主旨説明及びキャッチフレーズ
令和３年３月２日	第１９回企画検討会	○事業主旨修正案の最終確認 ○投票用紙・投票用地図・ポスターデザインの最終確認 ○投票時の周知・日程の確認

（５）交通安全部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和２年４月２日	第８９回部会	○部会員の自己紹介 ○小和田小学校交通安全に向けた取り組み達成率集計
令和２年７月２日	第９０回部会	○小学校通学路の改善計画、南東側隅切りについて ○市長と語る会に向けて ○校外委員長から今年度の活動方針の説明
令和２年７月１６日	第９１回部会	○今年度の市長と語る会について ○こわだ会、校外の活動周知について ○今後の活動について
令和２年８月６日	第９２回部会	○今年度の市長と語る会について ○今後の活動について
令和２年９月５日	第９３回部会	○市長と未来を創る会（8/26）の報告 ○小和田小学校入り口交差点西側の狭窄歩道について ○安全対策課からの提案
令和２年９月１７日	第９４回部会	○新宿を中心としたまち歩き計画について ○小和田小学校入り口交差点西狭窄歩道について
令和２年１０月２３日	第９５回部会	○新宿まち歩き（10/1）の報告 ○レンタサイクル「ダイチャリ」について ○校外委員通学路要望について
令和２年１１月５日	第９６回部会	○通学路の改善要望について ○七福神めぐりにダイチャリを活用する案について ○安全対策課からの現状説明と要望
令和２年１１月１９日	第９７回部会	○小和田小学校高学年児童の事故について ○七福神巡りについて
令和２年１２月３日	第９８回部会	○地区内の道路の安全の検討会（11/16）の報告 ○相州小出七福神巡りについて
令和３年１月２１日	第９９回部会	○安全対策課より、報告および今後について ○相州小出七福神巡りの報告
令和３年２月１８日	第１００回部会	○通学路改善要望について実施状況の確認 ○東小和田交差点の交通安全検討

令和３年３月１８日	第１０１回部会	○通学路改善要望について実施状況の確認 ○東小和田交差点の交通安全　啓発方法の検討

（6）防災部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和２年９月９日	第１回部会	○部会員の自己紹介について ○防災部会の立ち上げについて ○防災部会の取組みについて ○茅ヶ崎の災害リスクについて：防災対策課 ○まち（小和田地区）の変遷について：都市政策課 ○コロナ禍の取組みについて：防災対策課 ○今年度の開催日程について
令和２年１０月２１日	第２回部会	○防災部会の目標について ○市の動向について ○自治会体制比較について ○防災マニュアルの比較について ○防災部会の取組みについて
令和２年１１月１９日	第３回部会	○茅ヶ崎市の下水道について：下水道河川管理課 ○各団体作成マップの活用について
令和２年１２月１６日	第４回部会	○防災備蓄状況について：防災対策課 ○防災活動意見交換会の実施（各自治会防災担当者） ○防災部会における上記会の意見の対応について
令和３年１月２０日	第５回部会	○「防災活動意見交換会」の意見の対応について ○今後の活動について
令和３年２月１７日	第６回部会	○茅ヶ崎市のコロナ禍における防災活動について：防災対策課 ○防災部会の今後の活動方針について検討
令和３年３月１７日	第７回部会	○防災部会の今後の活動方針の決定

２　各種会議を除く事業（市民集会・防災訓練など）

日　付	事業名	内　容・実施体制・参加者数
約２ヶ月に１回	広報紙発行事業	下記記載
令和２年５月３１日	小和田小学校通学路清掃作業	下記記載
令和２年８月１８日~	防災×まちづくりワークショップ（全８回）	下記記載
令和２年８月２６日	市長と小和田地区の未来を創る会	下記記載
令和２年１０月～	消火器塗装	下記記載

日　付	事業名	内　容・実施体制・参加者数
令和２年１０月１日	新宿地区まち歩き	下記記載
令和２年１２月２２日	第１回スマホ講習会	下記記載
令和３年１月７日	相州小出七福神巡り	下記記載
令和３年３月２０日	認知症高齢者声がけミニ模擬訓練	下記記載

（１）広報紙発行事業

〈概　　要〉　原則委員会実施後に議事等の情報について周知を図る目的として約２ヶ月に１回発行。紙面を通し定期的に各部会の参加者を募っている。継続的に発行をしているため、協議会の活動周知につながっている。

〈発行部数〉 ５,５００部／１回

〈配布方法〉　自治会に回覧を依頼しているほか、地区コミュニティセンターに配架。

小和田地区まちぢからニュース
（令和３年新春号）
■市営住宅外複合施設特集号■
新設された市営住宅に付随して作られた複合施設は、この１月初めより運用を開始した児童クラブ「ピノキオ」が組い、本格運用となりました。地域の福祉活動の拠点として、また、子どもたちへの見守りの基点として地域全体で応援をしたいと思います。
館内配置図

各施設のご案内
★小和田地区地域包括支援センター　青空
高齢者の方がいきいきと安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。
★福祉相談室　青空
高齢者分野にとらわれず、子どもや障がい者分野といった幅広い分野での相談に応じます。
★みんなのこみっどボランティアセンター
小和田地区社会福祉協議会のもとでボランティア活動を行っています。
ちょっとした困りごと、お手伝いを必要とされる方をサポートします。
小和田児童クラブ・入口
小和田児童クラブ・室内
★小和田児童クラブ（ピノキオクラブ）
この地域の子どもたちの増加に合わせ、定員８０名のスペースを増設し、充実した設備環境を整えました。
また、小和田小学校との連絡通路も設置しました
隣接した市営住宅の方々や、近隣の父兄たちとの交流を積極的に行っていきたいと思います。

新春号
（１月１５日発行）

（２）小和田小学校通学路清掃作業

〈日時〉 令和２年５月３１日

〈概要〉　感染防止対策として休校が続いていた公立小中学校の授業が再開されるにあたり、小和田地区まちぢから協議会参加団体による小和田小学校通学路の清掃作業を行った。

三密を避けるため、各自の家から小和田小学校の門までの通学路をそれぞれ清掃した。雑草もなくなり、子どもたちが気持ちよく登校できるようになった。

〈参加者〉 ５０名

（３）防災×まちづくりワークショップ

〈日時〉 第１２回：令和２年８月１８日

第１３回：令和２年９月１日

第１４回：令和２年１０月６日
第１５回：令和２年１１月１０日
第１６回：令和２年１２月８日
第１７回：令和３年２月９日
第１８回：令和３年２月２３日
第１９回：令和３年３月２日

〈概要〉　日常生活の利便性の向上と地域特性を活かしたまちづくりへの展開を図るため、赤松町内８本の小路を指定し、各世帯や小学校への愛称募集を行って愛称を決定した。
親しみのあるまちづくりを推進し、災害時の避難路等に役立てることができる。

〈参加者〉１３名

（４）市長と小和田地区の未来を創る会

〈日時〉令和２年８月２６日

〈概要〉「with コロナ」の新時代を生き抜くために、小和田地区が行政と語り合う場として、市民集会とは異なる「市長と未来を創る会」を企画した。
当地区の代表が市の幹部と共にこの小和田地区を語り、小和田地区まちぢから協議会として何ができるのかを目途として、行政とのパートナーとしての認識を更に深めていくために実施した。

〈内容〉小和田地区の公共施設等の現状・役割・今後の有効活用のためには

〈参加者〉１１名（内行政からの出席者７名）

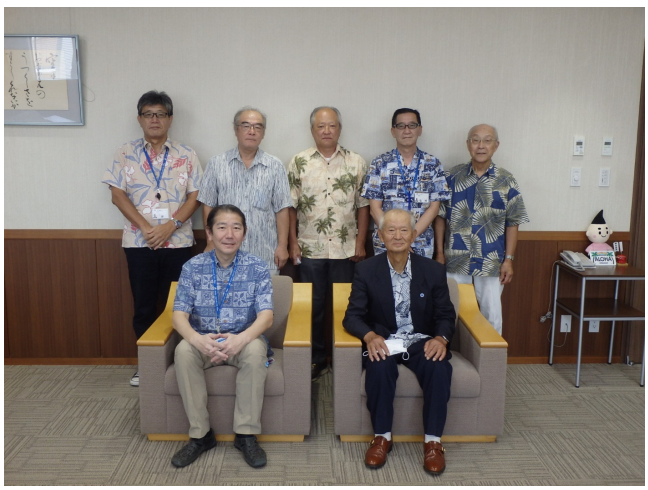

（５）消火器塗装

〈日時〉令和２年１０月～順次

〈概要〉　防災ワークショップに参加していた或るお子さんから、「街頭消火器が色あせていて目立たない」という意見が出され、参加メンバーと自治会が対応した。

　錆を落とし、赤ペンキで下地塗りと上塗りをして、該当６自治会内の５８か所を塗り終えた。とても綺麗に染まり、消防署からもお褒めの言葉を頂いた。

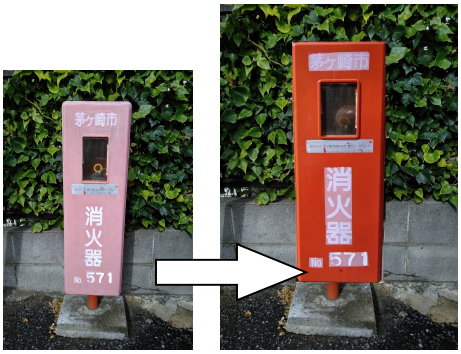

（６）新宿地区まち歩き

〈日時〉令和２年１０月１日

〈概要〉新宿自治会を実際に歩き、危険個所の確認や防災、防犯の観点も含め、周辺自治会との境界を確認した。

　平成２６年に作成した「小和田まるごとマップ」をベースに、２班に分かれて「まち歩き」を行った。

〈参加者〉１４名

（７）第１回スマホ講習会

〈日時〉令和２年１２月２２日

〈概要〉　外出の自粛が続く中、地域活動におけるデジタル機器の重要性を感じた。コロナ禍をきっかけにスマホを学ぶ方が増えている一方で、使い方に不安を感じる方も多くいる。

　そこで、ソフトバンクから講師を招き、感染拡大防止を徹底の上、小和田地区コミュニティセンターにて、「スマホ講習会」を基礎編・便利編に分かれて実施した。

〈参加者〉２２名

（８）相州小出七福神巡り

〈日時〉令和３年１月７日

〈概要〉　小出地区にある七福神を祀った寺院を巡る小和田コミセン主催事業と共催し、「七福神巡り」を開催した。外出自粛が続く中、寺院を巡ることで気分転換ができ、健康増進・維持など健康面への効果が期待できる。

今回はコロナ禍の為、有志を募りダイチャリを利用して巡った。

〈参加者〉小和田地区まちぢから協議会：４名　里山公園記帳者：１５０名

（９）認知症高齢者声がけミニ模擬訓練

〈日時〉令和３年３月２０日

〈概要〉　「認知症になっても住み慣れた小和田で暮らしていくために」

行方不明者を探しに出た時に対応ができるよう、菱沼小和田コースと本宿コースに分かれて模擬訓練を実施した。当日は、声掛け役と認知症役の２役を全ての参加者が行うことで、声を掛ける側、掛けられる側の両方の気持ちを理解することができ、とても有意義な訓練となった。

〈参加者〉３５名

令和２年度　小和田地区まちぢから協議会収支決算書

収入の部

項　目	予算額	決算額	内　訳
補助金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
その他			
合　　計	250,000	250,000	

支出の部

項　目		予算額	決算額	内　訳
運営費	【本部（全体）】	188,250		
	事務消耗品費	25,000	17,645	事務用品、消耗品
	会議費	45,000	59,662	お茶等
	印刷製本費	20,000	54,214	印刷・コピー
	通信運搬費	500	2,520	切手代
	事業費	21,750	16,591	まち歩き・サイクリング等
	負担金	20,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	旅費交通費	15,000	0	まちぢから協議会連絡会旅費交通費等
	研修費	40,000	15,800	まちぢから協議会連絡会研修費等
	備品	0	73,480	プロジェクター、テープレコーダー
	その他	1,000	0	
	〔部会内訳〕			
	交通安全部会	16,000	8,130	印刷・コピー、事業費
	福祉部会	10,000	4,981	印刷・コピー
	広報部会	30,000	29,648	印刷・コピー
	辻堂駅西口周辺まちづくり部	5,750	4,761	印刷・コピー
	防災部会	0	1,590	印刷・コピー
	小計	250,000	249,912	
特定事業費				
	小計			
市への返還金			88	
合　　計		250,000	250,000	

令和3年4月6日

上記の通り令和２年度収支決算を報告致します。

会長　新倉　昭人

会計　宗田　真由美

令和２年度収支決算について監査の結果、適正であると認めます。

監事　眞壁　　章

監事　鈴木　徳信

当該年度の活動計画書及び収支予算書

令和３年度小和田地区まちぢから協議会事業計画

１　茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること

（１）各種提出書類の作成

（２）認定コミュニティ助成金（運営事業助成金・特定事業助成金）の申請に係る事務

２　協議の場の創出に関すること

（１）部会の開催

ア）福祉部会

・小和田地区の歴史文化を学ぼう･･･参加対象を大人から子供までに広めて、住んでいる処の良さを住民にアピールしていく。

・認知症講座･･･昨年度の初級コースをベースに中級コースを開催し、実際の街での見守りに繋げられるようにしていく。

イ）広報部会

・ホームページの改定…現状のホームページは、ワードプレスに移行し、誰でも簡単に作成できる環境として、後継者が手掛けやすい形とする。

・広報紙…カラー版全戸配布を基本とし、更に親しみやすい誌面作りを検討していく。

ウ）辻堂駅西口周辺まちづくり部会

・昨年度に実施した防災もまちづくり(「みちの愛称プロジェクト」)を継続し、更に Yu-Zu ルームを中心にした新機軸を開発していく。

エ）交通安全部会

・小和田小通学路の安全確保への取組みを継続して実施する。

・「交通安全ひとこえ運動」の初年度として東小和田交差点での啓発活動を実施する。

・茅ヶ崎一周サイクリングロードの完成に向けての検討を継続して実施する。

オ）防災部会

・「防災関連情報」の共有を方針として、令和３年度については、現状の防災訓練（安否確認訓練、避難訓練、自治会主催防災訓練等）について問題点の洗い出しから始める。

カ）地域集会施設の在り方部会

・各地域集会施設（小和田地区コミュニティセンター、YU-ZU ルーム、市営住宅外複合施設、小和田小学校給食棟会議室等）の活用について検討する。

３　協議会の周知及び広報に関すること

（１）小和田地区まちぢからニュースの発行

・発行回数は検討中。配布は各自治会内での回覧及び小和田地区コミュニティセンターでの配架により行う。また、必要に応じて全戸配布も検討する。

（２）ホームページの充実

・現在のホームページの内容を更新することで、協議会活動の民主性や透明性を深めるための情報発信や情報公開を行う。

（３）その他、周知及び広報に関することについての検討。

４　事業に関すること

コロナ禍における地域活動について検討していく。（市長と語る会・防災訓練等）

令和３年度 小和田地区まちぢから協議会収支予算書

収入の部

項　目	予算額	内　訳
補助金	250,000	運営費等助成金
その他		
合　　計	250,000	

支出の部

項　目		予算額	内　訳
運営費	【本部】		
	事務消耗品費	20,000	事務用品、消耗品
	会議費	55,000	お茶等
	印刷製本費	20,000	印刷・コピー
	通信運搬費	3,000	切手代
	事業費	19,000	市長と語る会、まち歩き・サイクリング等
	負担金	10,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金
	旅費交通費	15,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会旅費交通費等
	研修費	15,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会研修費等
	その他	1,000	
	本部小計：	158,000	
	【部会】		
	交通安全部会	15,000	印刷・コピー、事業費
	福祉部会	10,000	印刷・コピー
	広報部会	45,000	印刷・コピー、HP等
	辻堂駅西口周辺まちづくり部	20,000	印刷・コピー
	防災部会	2,000	印刷・コピー
	地域集会施設の在り方部会		
	部会小計：	92,000	
運営費小計		250,000	
特定事業費			
特定事業費小計			
市への返還金			
合　　計		250,000	

資料１

小和田地区まちぢからニュース
（令和２年夏臨時号）

令和２年６月15日号
発行：小和田地区まちぢから協議会
問合：茅ヶ崎市市民自治推進課
電話：０４６７－８２－１１１１（代表）
HP：http://kowadatujidou.sakura.ne.jp/

新型コロナウイルス感染防止対策として休校が続いていた公立小中学校の授業が６月１日より再開されました。
それに先立ち５月３１日（日）にまちぢから協議会参加団体による**小和田小学校通学路の清掃作業**を行いました。
３密を避ける為、参加者(50名)が各自の家を起点にそれぞれ通学路を清掃しながら小和田小の門がゴールでした。

雑草もなくなりグッド!!

小和田小南側道路

会長もガンバル!!

国道1号線

スマイルパーク

通学路のゴミ集合

３人のお子さんを持つ
Ｋさんのつぶやき
６年生の長女
＝教室での勉強で集中力ＵＰ
４年生の次女
＝新しい友達も作りたいがもう少し休みたかった
Ｋさん
＝５人分の３食の食事大変だったが密度の濃い生活を楽しめた

学校再開前に通学路の清掃ありがとうございます。 いよいよ子どもたちが登校します。
よろしくお願いします。

4月着任の大久保校長

小和田地区 民生委員・児童委員 を ご紹介します

小和田地区民生委員児童委員協議会
（2020年6月1日）

新宿自治会
柿沼　恵子
藤田　陽子
大谷　雅子
山下　洋子
本宿自治会
後藤　美津子
川口　英夫
【会長】 眞壁　章
須藤　由美
【副会長】 高木　眞由美
山崎　真帆
赤松・赤松町自治会
野口　久美子
菅野　京子
永合　マチ子
穐吉　和子
菱沼小和田 ・プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会
佐藤　佐知子
厚地　智子
小島　弘子
内海　京子
主任児童委員
加古　玲子
徳丸　香織

民生委員・児童委員は、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」ことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される、地域の身近な福祉ボランティアです。その中には、主に子育てや児童にかかる相談・支援を行う主任児童委員もいます。気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

※現在は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、直接の対面は控えさせていただいております。

私たちが担当しています

資料２

小和田地区まちぢからニュース
（令和３年新春号）

令和３年１月15日号
発行：小和田地区まちぢから協議会
問合せ：茅ヶ崎市市民自治推進課
電話：０４６７－８２－１１１１（代表）
HP：http://kowadatujidou.sakura.ne.jp/

■市営住宅外複合施設特集号■

新設された市営住宅に付随して作られた複合施設は、この１月初めより運用を開始した児童クラブ「ピノキオ」が揃い、本格運用となりました。地域の福祉活動の拠点として、また、子どもたちへの見守りの基点として地域全体で応援をしたいと思います。

小和田市営住宅外複合施設
住所：小和田３丁目２番４４号
総合受付時間：１１時３０分～１７時３０分
休日：日曜・祝日

館内配置図

各施設のご案内

ケアマネジャー　主任ケアマネジャー　保健師　社会福祉士（福祉相談室）　社会福祉士

★小和田地区地域包括支援センター　青空

高齢者の方がいきいきと安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。
①高齢者の日常生活の支援や介護に関するさまざまな相談
②心身の状態に合わせた適切なサービスを継続的に提供します。
③介護予防に関する相談や介護予防ケアプランの作成
④高齢者の権利を守るための支援等を保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が行います。
介護保険サービスを利用したいが手続きが解らない。家族が認知症かもしれない、どうしたらいいの。金銭管理が難しくなってきたので成年後見制度を教えてほしい、など気軽にお問い合わせください。

受付:月曜～土曜
受付時間
8時30分～17時
電話番号
0467－55－2360
FAX
0467－55－2361

★福祉相談室　青空

高齢者分野にとらわれず、子どもや障がい者分野といった幅広い分野での相談に応じます。
地域住民の尊厳を支えるケアの実現をめざし、保険・医療・福祉に関する分野にとらわれない相談に応じる総合窓口です。

受付:月曜～金曜
受付時間
8時30分～17時
電話番号
0467－51－1171

★みんなのこわだボランティアセンター

小和田地区社会福祉協議会のもとでボランティア活動を行っています。ちょっとした困りごと、お手伝いを必要とされる方をサポートします。
〇利用できる方：
本人または家族が、高齢・障がい・病気・出産・育児などの理由により、日常生活に支障があり、支援を必要とする方のお手伝いをします。
〇ボランティアセンターでできること：
掃除・簡単な修理、低木の剪定・草刈り、買い物代行、ゴミ出し代行、お話し相手・訪問活動

受付;月曜･金曜
受付時間:
10時～12時
電話番号
0467－55－1341

小和田児童クラブ・入口

小和田児童クラブ・屋内

★小和田児童クラブ(ピノキオクラブ)

この地域の子どもたちの増加に合わせ、
定員８０名のスペースを用意し、充実した設備環境を整えました。
また、小和田小学校との連絡通路も設置しました
隣接した市営住宅の方々や、近隣の父兄たちとの交流を積極的に行っていきたいと思います。

開所時間:(月～金)10時～19時
(土)8時～19時
電話番号:0467－51－9799